

秋田県南部男女共同参画センター コピー機・印刷機利用規程

1 趣旨

秋田県南部男女共同参画センター内には、男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体・グループ、及び市民活動を推進しようとする団体・グループへの活動支援の一環としてコピー機・印刷機を設置しています。有料でご利用いただけます。

2 コピー機利用について

- ① コピー機のご利用は、当日精算とCUカード(希望する登録団体へ発行・カードはセンターで保管)による後日精算の2通りがあります。
- ② コピー機をご利用になる際、職員へ申し出ください。カードをお渡ししますので、カードを読み取り装置に置き、カウンター数をコピー機利用記録簿に記入しご利用ください。
- ③ ご利用後、カードはお返しください。当日精算の場合、職員がコピー機利用記録簿を確認し、精算します。

3 印刷機利用について

- ① 印刷機のご利用は、当日精算と後日精算(希望する登録団体)の2通りがあります。
- ② 印刷機をご利用になる際、カウンター数を印刷機利用記録簿に記入しご利用ください。
- ③ ご利用後、当日精算の場合、職員が印刷機利用記録簿を確認し、精算します。

4 利用料金・精算方法について

- ① 利用料金は下記の表となります。目的により料金が異なります。
- ② 当日精算の場合は、職員が確認後、現金でお支払いください。
- ③ 後日精算の場合は、原則として1年に3回4ヵ月毎(7月・11月・3月の末日)に締め切り、登録団体に請求します。但し、中間集計が必要な場合はセンターにご相談ください。
- ④ 正しい方法で使用したにもかかわらず、紙詰まり、カスレなど機械側の原因でミスをした場合、減算します。但し、使用方法の間違いによる場合は減算しません。

秋田県南部男女共同参画センター コピー機・印刷機利用料金

		男女共同参画及び 市民活動に関する活動	その他の場合
コピー機 (紙代含)	白 黒	3 円／枚	3 円／枚
	カラ－	40 円／枚	40 円／枚
印刷機 (紙代含)	製 版	50 円／版	80 円／版
	印 刷 (B5/A4)	1 円／枚	1.5 円／枚
	印 刷 (B4/A3)	2 円／枚	3 円／枚

フラフ 印刷	カラー印刷 (297×1091mm)	220円／枚	※白黒も同一価格
	データ作成費	500円／件	〃

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
 この規程は、平成19年10月 1日から改訂、施行する。
 この規程は、平成20年 4月 1日から改訂、施行する。
 この規程は、平成20年 5月 16日から改定、施行する。
 この規程は、平成21年 1月 4日から改定、施行する。
 この規程は、平成21年12月 8日から改定、施行する。
 この規定は、平成22年 6月 16日から改定、施行する。
 この規定は、平成23年 4月 1日から改定、施行する。
 この規定は、平成25年 4月 1日から改定、施行する。
 この規定は、平成25年 9月 1日から改定、施行する。
 この規定は、平成26年 6月 1日から改定、施行する。
 この規定は、平成28年 1月 23日から改定、施行する。
 この規定は、令和6年8月1日から改定、施行する。